

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定に基づき、市川市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事その他審査会に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員7人以内で組織する。

一部改正〔平成28年条例8号〕

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

追加〔平成28年条例8号〕

(招集)

第4条 審査会は、次の各号のいずれかに該当する場合において、会長が招集する。

(1) 法の規定により同意を求められたとき。

(2) 法の規定により審査請求があったとき。

(3) 市長の諮問があったとき。

(4) 4人以上の委員から招集の請求があったとき。

(5) その他会長が必要と認めたとき。

一部改正〔平成28年条例8号〕

(会議)

第5条 審査会の議長は、会長とする。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成28年条例8号〕

(審査会の事務)

第6条 審査会の事務は、街づくり部においてこれを処理する。

一部改正〔昭和46年条例30号・平成6年1号・11年4号・18年1号・19年3号・28年8号〕

(報酬及び費用弁償)

第7条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成23年条例4号・28年8号〕

(委任)

第8条 前各条に定めるものを除くほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が市長の同意を得て定める。

一部改正〔平成28年条例8号〕

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年10月1日条例第30号）

この条例は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則（平成6年3月29日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月24日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）第17条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第79条第2項の規定により任命されている委員の任期は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成29年11月24日までとする。